

(休業日等)

第 3 条 学校教育法施行規則(昭和 22 年文部省令第 11 号。以下この条において「施行規則」という。)第 61 条第 3 号(第 79 条において準用する場合を含む。)の規定による休業日を次に掲げるとおり定める。

- (1) 春季休業日 4 月 1 日から施行規則第 61 条第 1 号及び第 2 号に規定する日を除く 4 日間並びに 3 月 22 日から 3 月 31 日まで
- (2) 夏季休業日 7 月 23 日から 8 月 24 日まで
- (3) 冬季休業日 12 月 26 日から翌年 1 月 13 日まで
- (4) 開校記念日
- (5) 前各号に定めるもののほか、湯沢市教育委員会(以下「教育委員会」という。)が特に休業を必要と認めた日及び校長が特に休業を必要と認め、教育委員会の承認を得た日

2 前項第 1 号から第 3 号までに掲げる休業日は、校長が教育委員会の承認を受けてその時期を変更し、又はその日数を通算した範囲内でこれを増減することができる。

3 教育上必要があり、かつ、やむを得ない事由があるときは、校長は、教育委員会の承認を受けて休業日に授業を行い、又は休業日と授業日を振り替えることができる。

第 3 条第 1 項第 4 号 開校記念日

学校名	開校記念日
湯沢東小学校	4 月 22 日
湯沢西小学校	4 月 24 日
山田小学校	7 月 8 日
稲川小学校	10 月 6 日
雄勝小学校	12 月 1 日
皆瀬小学校	6 月 13 日
湯沢北中学校	6 月 3 日
山田中学校	4 月 10 日
湯沢南中学校	5 月 1 日
稲川中学校	11 月 30 日
雄勝中学校	11 月 11 日
皆瀬中学校	5 月 7 日